

保育所・認定こども園(保育利用の2号・3号)

令和6年度中の新規入所申し込みのお知らせ

保育所および認定こども園に令和6年度からの新規入所を希望する人は、9月13日(水)・15日(金)・19日(火)に一斉申し込みを受け付けます。育休明けなどで令和6年4月以降の年度途中からの入所を希望する人も対象です。母子手帳の発行後であれば、出生前でも申し込みができます。

なお、現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

※受付期間終了後は審査期間となるため、令和6年1月末までは新年度入所の申し込みができません。必ず受付期間内に申し込みをしてください。

	9月13日(水)・9月15日(金)・9月19日(火)
期 日	※上記期間に申し込みができない人は 9月20日(水)～29日(金)に子育て支援室(保健センター内)で受け付けます。
受付時間	9:00～11:30、13:30～16:30
場 所	保健センター 集団検診室 ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。
必要なもの	<input type="checkbox"/> 申込書 <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 } 町ホームページでダウンロードできます。 ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明などが必要になることがあります。 ※求職中で申請する場合は、求職活動状況申出書の提出をしてください。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求められることがあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●先着順ではありません。 ●定員などの都合により入所できない場合もあります。 ●入所承諾または不承諾通知は12月末ごろ郵送する予定です。 ●案内・申込書などは子育て支援室や各保育所・認定こども園でも配布しています。 ●例年、初日の午前中は大変混雑します。ご都合のつく人はそれ以外の日時でお越しください。

※受け付けに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

入所の基準

保護者および同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または出産後間もない(出産月を含め、前後2カ月までの最大5カ月間)
- ④病気やけがをしているか、心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

現在入所中で令和6年度以降も引き続き保育を希望する人

継続申込書と父母の就労証明書を各保育所・認定こども園に提出してください。

※継続申込書は9月ごろに各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室

☎26-2248(直通)



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金の支給を行います。給付額は、ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分ともに児童1人当たり一律5万円です。

ひとり親世帯分

▶対象

児童扶養手当の支給要件に該当している子どもを監護などしている人で、次の①～③のいずれかに該当する人

- ①・令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けた人
 - ・令和5年4月分から新たに児童扶養手当の支給開始となった人
- ②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ※「公的年金など」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

①に該当する人は申請が不要ですが、②・③に該当する人は申請が必要です。
 ※ひとり親世帯以外分の支給をすでに受けている人は、支給を受けられません。
 ※申請不要の人には、5月29日に児童扶養手当受給口座へ振り込み済みです。

▶申請に必要なもの

- 申請書 添付書類
- 本人確認書類(運転免許証など)
- 振込先が分かるもの
- ※必要書類は申請書に記載されています。

ひとり親世帯以外分

▶対象

- 次の(1)・(2)のいずれかに該当する人
- (1)令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給を受けた人
 - (2)次の養育要件①～③のいずれかに該当し、かつ所得要件ア・イのいずれかに該当する人

養育要件

- ①新生児出生により、吉岡町から令和5年4月～令和6年3月分の児童手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人(公務員以外)
- ②令和5年4月～令和6年3月分の特別児童扶養手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人
- ③上記以外で平成17年4月2日～令和6年2月29日に生まれた児童を養育している人

所得要件

- ア.令和5年度住民税均等割が非課税の人
- イ.食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人

(1)に該当する人と、(2)の養育要件①または②に該当し、かつ所得要件アに該当する人は申請不要です。
 それ以外の人は申請が必要です。
 ※他市町村から転入した人で、支給要件に該当するがまだ給付金を受給していない人は子育て支援室までご相談ください。
 ※ひとり親世帯分の支給をすでに受けている人は、支給を受けられません。
 ※申請不要の人には6月下旬以降順次振り込みます。

▶申請に必要なもの

- 申請書 添付書類
- 本人確認書類(運転免許証など) 振込先が分かるもの
- ※必要書類は申請書に記載されています。
- ※所得要件イで申請する人は、収入(所得)申立書に本人と配偶者の令和5年1月以降の収入(給与、事業、不動産、年金)が分かるものを添付してください。
- ※児童手当受給者(公務員)の人が申請する場合、申請書に所属庁の証明を受けてください。

共通事項

▶申請方法 必要書類を子育て支援室窓口へ持参または郵送により提出してください。

※申請書は子育て支援室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※対象者によって申請書および必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※住民税の課税状況について、電話でお答えすることはできません。本人確認書類をお持ちのうえ、税務室にてご確認ください。

▶申請期限 2月29日(※)必着

申請・問い合わせ先 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248 (直通)

予防接種を受けましょう



お子さまの予防接種はもうお済みですか?対象者でまだ接種を受けていない場合には早めに受けるようにしましょう。
 小学校就学前の年長児相当年齢であれば、麻しん・風しん混合(第2期)予防接種が受けられます。小学6年生は2種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種などが受けられます。乳幼児の予防接種についても対象年齢内に受けるようにしましょう。

お子さまの健康が気になるときだからこそ予防接種を遅らせることなく予定通りに受けましょう。

※定期予防接種の対象年齢から外れてしまうと予防接種費用は有料になります。

予防接種を希望する人で予診票がお手元ない場合には、母子手帳を持って保健センターまでお越しください。

▶問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種 (春開始)について

春開始接種の接種期間は、令和5年8月31日までです。

●接種券について

- 65歳以上の人: 前回接種から3カ月を目安に接種券を発送しています。
※他市町村で接種後に、吉岡町に転入した人は申請が必要となります。
- 64歳以下の人: 申請が必要となります。保健センターまでお問い合わせください。

予約方法

- 「おまかせ予約申請書」を保健センターへ郵送
※接種日やワクチンの種類、医療機関は指定できません。
- 町コールセンターへ電話予約 ☎050-5445-3744
(月・水～日) 9:00～17:00、火 9:00～19:00
- LINEで群馬県デジタル窓口を友だち追加して予約



群馬県
デジタル
窓口

まだ1度も接種をしていない12歳以上の人や、乳幼児(6カ月から満5歳未満)、小児(満5歳から満12歳未満)の接種予約も受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



▲問い合わせ先
文化センター ☎54-1161
URL <https://www.net.yoshioka.ed.jp/culture/>

8月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。あわせてご覧ください。なお、7月の予定は広報6月号19ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
運動発達の相談 (作業療法士)	2日☎ 13:30～16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容: 子どもの運動発達に関すること (いざり・ハイハイしない・お座りができないなど) 相談員: 作業療法士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3歳児健診	4日☎受付 13:00～	令和2年5月1日～ 5月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
十日開催 健康相談 母子手帳交付	6日☎・26日☎ 10:00～11:30、13:00～15:00 ※26日☎午前は、遊びに利用 できません。	健康相談のある人	相談内容: 子育て・健康管理・その他健康に関すること 相談員: 保健師
		妊婦	妊娠届出書を持参してください。
ことばの相談	8日☎ 14:00～16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容: 子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員: 言語聴覚士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
子育て相談会	18日☎ 10:00～12:00 24日☎ 14:00～16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容: 子どもの発達や子育てに関すること 相談員: 心理士 (または保健師) ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
10～11カ月児健診	23日☎受付 13:00～	令和4年9月1日～ 9月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
3～4カ月児健診	29日☎受付 13:00～	令和5年4月1日～ 4月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
母乳 & 離乳食相談	31日☎受付 9:30～	乳幼児と親または家族	持ち物: 母子手帳 相談員: 助産師・栄養士・保健師 相談内容: 授乳(乳房トラブル)、離乳食のことなど ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイヤル 24」 ☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)
▶問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)